株式移転に係る事前開示書類

（会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条に定める開示書類）

２０２０年６月２日

あすか製薬株式会社

2020年６月２日

株式移転にかかる事前開示書面

（会社法第803 条および会社法施行規則第206 条に定める開示事項）

東京都港区芝浦二丁目５番１号

あすか製薬株式会社

代表取締役社長　山口　隆

当社は、2020年３月23日付で作成した株式移転計画書に基づき、2021年４月１日を効力発生予定日として、当社を株式移転完全子会社、新たに設立するあすか製薬ホールディングス株式会社（以下、「持株会社」という。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うことといたしました。

本株式移転に関する事項は、次のとおりです。

記

１．株式移転計画の内容の概要

2020年３月23日付の株式移転計画の内容は、【別紙１】のとおりです。

２．株式移転の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって株式移転完全親会社１社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみに割り当てられることとなります。株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主

構成に変化のないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。なお、上記理由により、第三者機関による算定は行いません。

この結果、持株会社の発行する株式数は、普通株式30,563,199株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。

（2）資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3．株式移転に係る新株予約権についての定めの相当性に関する事項

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当する事項はありません。

4．株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

以上

【別紙1】

株式移転計画書

あすか製薬株式会社（住所は東京都港区芝浦二丁目 5 番 1 号。以下「当社」という。）は、その発行済株式の全部を新たに設立するあすか製薬ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1　持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1)　目的

持株会社の目的は、別紙の定款第２条記載のとおりとする。

(2)　商号

持株会社の商号は、「あすか製薬ホールディングス株式会社」と表示する。

(3)　本店の所在地

持株会社の本店の所在地は東京都港区とする。

(4)　発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、90,000,000 株とする。

2　前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名並びに会計監査人の名称）

1　持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

取締役　　山口　隆
取締役　　丸尾　篤嗣
取締役　　加藤　和彦
取締役　　山口　惣大
取締役　　福井　雄一郎
取締役　　熊野　郁雄
取締役　　吉村　叁典
取締役　　山中　通三
取締役　　播野　勤
監査役　　小松　哲
監査役　　鬼頭　秀滋
監査役　　木村　高男

監査役　　福地　啓子

2　持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人　清陽監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1　持株会社は、本株式移転に際して、普通株式 30,563,199 株を発行し、当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、これを交付する。

2　持株会社は、本株式移転に際して、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主に対し、その所有する当社の株式１株につき、持株会社の普通株式１株を割り当てる。

第4条（持株会社の資本金および準備金の額に関する事項）

持株会社の成立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金の額

1,197,900,000 円

(2)　資本準備金の額

844,993,788 円

(3)　利益準備金の額

－ 円

第5条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日は、2021 年 4 月 1 日（以下「持株会社の成立の日」という。）とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第6条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社とする。

第7条（本株式移転の条件の変更または本株式移転の中止）

本計画の作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本株式移転の条件を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合

(2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

2020年3月23日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社
代表取締役社長　山口　隆

（別　紙）

あすか製薬ホールディングス株式会社　定款

第　1　章　　総　　則

（商　　号）

第　1　条　　当会社は、あすか製薬ホールディングス株式会社と称し、英文では ASKA Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目　　的）

第　2　条　　当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配および管理することを目的とする。

1　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、試薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物、農薬、工業薬品、衛生用品、食品およびそれらの原料の製造、販売ならびに輸出入。

2　ヘルスケアに関する製品の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにヘルスケアに関するサービスの提供。

3　臨床に関する検査の受託業務。

4　前各号に附帯または関連する一切の業務。

（本店の所在地）

第　3　条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　　関）

第　4　条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1　取締役会

2　監査役

3　監査役会

4　会計監査人

（公告方法）

第　5　条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　　当会社の発行可能株式総数は、９，０００万株とする。

（自己株式の取得）

第 ７ 条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ９ 条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第１０条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１２条　　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 ３ 章　株　主　総　会

（招　　集）

第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１５条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１７条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　　株主は、当会社の議決権ある他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役および取締役会

（員　　数）

第１９条　　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（選任方法）

第２０条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第２１条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

２　取締役社長は会社を代表する。

３　取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２４条　　取締役会の決議は、取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（相談役および顧問）

第２６条　　取締役会の決議により当会社に相談役および顧問若干名をおくことができる。

（取締役会規則）

第２７条　　取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第２８条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）の同法第４２３条第１項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　　監査役および監査役会

（員　　数）

第２９条　　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第３０条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第３１条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）

第３２条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３３条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

第３４条　　監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

第３５条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定に基づき、監査役（監査役であった者を含む）の同法第４２３条第１項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、監査役との間で同法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）

第３６条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（期末配当の基準日）

第３７条　　当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（中間配当）

第３８条　　当会社は、取締役会の決議により毎年９月３０日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第　７　章　　附　　則

（最初の株主総会の基準日）

第４０条　　当会社の設立後の最初の株主総会は、２０２１年６月末日までに開催するものとし、当該株主総会の議決権の基準日は、２０２１年４月２０日とする。

（附則の削除）

第４１条　　本章の規定は、前条に定める当会社の最初の株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

以　上